

**太平洋広域漁業調整委員会  
第6回太平洋南部会議事録**

平成15年10月8日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成15年10月8日(水) 13:45～16:05

2 開催場所

東条インペリアルパレス 曙の間

3 出席者

(委員)

外記栄太郎、本城康至、高橋征人、橋ヶ谷善生、鈴木信治、迫間虎太郎、網本成吉、井元健二、亀尾猶蔵、林穂積、植野剛朋、林秀仁、福島哲男、鈴木徳穂、長島孝好、山本正喜、伊妻壯悦、宮本利之、有元貴文、澁川弘、山下東子

(独立行政法人水産総合研究センター)

靄田義成 中央水産研究所海区水産業研究部長

石田行正 中央水産研究所黒潮研究部長

(水産庁)

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

阿部智 資源管理部管理課資源管理推進室T A E 班課長補佐

笠原光仁 資源管理部管理課資源管理推進室T A E 班計画係長

齋藤弘純 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班許可第1係長

宮崎孝弘 増殖推進部漁場資源課調査企画係長

宮崎潤太 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

平松大介 瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官

西部博秀 九州漁業調整事務所資源管理係長

伊藤正輝 仙台漁業調整事務所資源管理計画官

4 議 題

(1) 水産資源の状況について

(2) 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の実施状況について

(3) 資源回復計画対象魚種について

(4) マサバ太平洋系群資源回復計画について

(5) その他

## 5 議事内容

### 開 会

○齋藤管理課課長補佐

それでは、13時45分となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第6回太平洋南部会を開催させていただきます。

本日は、委員数22名のところ、過半数を超える21名の委員の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条に基づき本部会は成立していることを御報告いたします。

それでは、澁川部会長、議事進行の方をお願いいたします。

澁川部会長

本日はお忙しい中、委員の皆様はじめ、御出席をちょうだしまして、ありがとうございます。

実はこのような時間開催になりましたのは、マサバ資源の回復計画がちょっと紛糾しまして、私の司会の不手際もあり、このような時間になりましたこと、まずはお許しいただきたいと存じます。

太平洋南部会におきましては、今年の2月25日に開催された第5回太平洋南部会において、太平洋南部海域における「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の進捗状況について」、それから、本日の本題でございます「マサバ太平洋系群資源回復計画について」の予備的な話などの審議を行いまして、マサバの資源回復計画について基本的な取り組みの考え方や、計画策定に向けた手順等の承認を既にもらっているわけでありまして。

マサバ太平洋系群の資源回復計画については、午前中いろいろ議論いたしました。原案を承認していただいたところまでいかなかったんです。目的等はわかる、だが細部の計画のところについていろいろ意見が出ました。時間もないものですから、今日は南部会、明日は北部会がございますが、この部会でさらに議論を深めようということでもあります。

基本的には考え方は了承いただきましたが、部会でもっと具体的な議論をし、部会で了承いただければ、もう本委員会はそれで任せていただけますねと、こういうような話の方向で何とかいけないうものかということでございます。

今日は、この部会の管轄水域の資源状況について研究機関の方から担当官に御出席願っておりますので、説明をいただきます。それから、今後の資源回復計画の進め方について御審議をいただくということでもあります。

それでは、議事に入る前に、本日のごあいさつを水産庁からいただくということで佐藤室長から一言いただきたいと思っております。お願いします。

佐藤資源管理推進室長

資源管理推進室長の佐藤でございます。本来、午後は管理課長がごあいさつするところだったんですが、急に国会の方に用がありまして、私をごあいさつを差し上げます。

ただ、有元委員以外の委員さんは先ほどまでここにお座りですので、余り固苦しいあいさつはやめます。南部会について今日のテーマは、部会長からもありましたけれども、伊勢湾・三河湾につきましても、幸いある程度資源的に若干ですが、漁業者の方も満足いただけるような傾向が出てきております。

後で御説明しますが、この計画は、1つの魚種を対象にそれを獲っている関係漁業者を段階的に管理体制の中に組み込んでいくというやり方をとっており、全国的に余りほかで例がございません。そういうことが、一つの特徴かなというふうに考えます。

午前中議論しましたマサバ太平洋系群につきましても、県の皆さんと3回会議を開きました。3回とも大激論で、結局よくわからない。要するに浮魚の資源管理は世界的にも余り例がないんです。しかし、これは試行錯誤を繰り返してやらざるを得ないんですけど、仮にマサバ資源を回復すれば世界に例のないことです。数量的な管理と定性的な管理をどううまく組みかえて、かつそれをどう修正していくかという面からして、また後で具体的な議論をしていただければと思います。

いずれにいたしましても、残された時期は限られております。何とかマサバについては早急に計画を立ち上げて、また過去と同じことが繰り返されないように何とかやりたいと思いますので、忌憚のない御意見をいただければと思います。簡単ですが、あいさつにさせていただきます。

澁川部会長

ありがとうございました。

それでは、まずはお配りしてあります資料の確認を行いたいと思います。事務局お願いします。

齋藤管理課課長補佐

資料を確認したいと思います。まず、議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿、そして資料1が資源の状況、資料2が伊勢湾・三河湾の計画、資料3が次期資源回復計画の対象魚種、資料4がサバの資源回復計画についての資料、資料5がサワラの資源回復計画についての報告という5セットになっております。落丁等ございましたら事務局の方に申しつけていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 議事録署名任の指名

澁川部会長

それでは、まず議事録署名人の選任が必要でございます。部会事務規程第11条にあり

ますとおり、私の方から2名以上を指名することになっております。指名をさせていただきたいと思っております。海区漁業調整委員会の互選委員の方から井元健二委員、大臣選任の漁業者代表委員の方から長島孝好委員のお二方をお願いを申し上げます。

## 議題1 水産資源の状況について

澁川部会長

それでは、議題の1番でございます。水産資源の状況についてということで議事に入らせていただきます。

太平洋南部海域における資源の動向について、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に説明をお願いしたいと思います。

それでは、石田部長さんの方から沖合資源についてお願いします。

石田黒潮研究部長

中央水産研究所の石田でございます。よろしくお願ひいたします。資料の1を使わせていただきます。1ページ目にはT A C種の魚種名、系群名、資源状態として水準・動向で、中位であるとか横ばいであるとか。それから、2003年のA B Cが記載されております。たくさんございますので、私の方はこの中で上から3番目のマサバについて少し詳しく説明させていただきます。この表でおわかりのように、太平洋系群、水準は低位、減少、2003年のA B Cは3万4,000トンでございます。

1ページめくっていただきまして、今年度のマサバの太平洋系群の資源評価の概要を4ページにわたって紹介しております。

生物学の特徴のところ、寿命は7歳以上と書かれておりますが、70年代まだマサバがたくさん獲れた時代には高齢魚、5歳とか6歳の魚も漁獲されたんですが、近年は0歳あるいは1歳が主で、高齢魚は非常に少ないという形になっております。

それから、成熟開始年齢は、ここに書かれておりますように1歳で近年は5パーセント、2歳で80パーセント、3歳以上で100パーセント親になるということです。近年、1歳の5パーセントという意味は、資源が減っているんで、昔だったら1歳では卵を産まなかったんですけども、近年は5パーセント、わずかでありますけれども、1歳でも成熟する個体が見られるようになったということでございます。

それから、産卵期は冬から春季で、主に産卵の場所は伊豆諸島周辺海域、ほかに紀南や室戸岬沖などの沿岸域でございます。午前中これが議論になったとお聞きしていますが、非常に親が少ないので、伊豆諸島で漁業はほとんど今は行われておりませんが、これは場所的に海洋学的にも海底地形の面でも、産卵場はかなり固定していると研究者サイドは考えております。

それから、何を食べるか、何に食べられるということが書かれております。

漁業の特徴のところ、三陸から常磐海域で大中型まき網によって今は獲られているわけですが、秋から冬を越して春に索餌群と越冬群がかなり大量に漁獲されております。そのほかにも幾つかの漁業で漁獲されているということです。

その漁獲の状況ですが、隣のページに行ってください、ちょっと図が小さいんですが、右上の方に漁獲量の棒グラフがございます。70年代から2000年代まで書かれています。この一番ピークのときは1978年に147万トン漁獲されておりました。それがどんどん減りまして、90年に2万トン。ちょっと見にくいんですが、色のついているところが漁獲量です。92年と、95と書いてある横あたりに96年なんですけれども、この年に卓越年級群というかなり生き残りがよくてたくさん獲れた実績がございます。その卓越年級群、0歳魚がたくさん獲れたんですけれども、それをかなり獲ってしまったので、その後資源が回復しないで、これで大体30万トンぐらいのレベルだったんですけれども、近年はまた減っているわけです。

その隣の図でちょっと複雑ですが、横軸に小さな字で「産卵親魚量(千トン)」、縦軸の方に「加入尾数(億)」と書いていますけれども、これは再生産関係と申します。これは横軸に親の量をとってあって、生まれる子供の量が縦軸にとってあります。昔、資源の多かった時期にはこの図のかなり上の方で、親も多いし子供も多いという状態だったわけです。それがどんどん減ってきまして、0のところ、原点といいますか、図の左下の方で親も少ないし子供も少ないという状況です。ただ、先ほど申しましたように、92年と96年という数字が見えると思いますが、そこに示していますように少ない親からたくさんの子供が生まれる。これは主に海洋環境によるんですけれども、そういうときがあったので、これを大切にすることが必要であるということが言えます。

次に、その下の図に移っていただきます。横軸に70から2002年までとってあります。縦軸が資源量です。海の中にいるマサバの量を推定したものでございます。70年から80年にかけては大体400万トンいました。それが80年代に入るとガクッと減って150万トン。ずっとまた減ってしまっていて近年では11万、あるいは20万トン前後になっております。2003年は23万トンです。その中に占める親の割合は過去最低の3万トンです。ほとんどが0歳とか1歳のまだ子供を獲っていますから、親の占める割合は3万トン程度で、非常に親が少ないということでございます。そういうことも詳しく資源状態のところに記載させていただいております。

こういう形で今は非常に低位で減少傾向にある資源ですので、これを何とか回復させてあげたい。当面、親の量が2003年で3万トンなんですけれども、これを2年後の2005年に10万トンに回復してあげましょう、そういうことを管理目標に掲げました。それに基づいて試算すると2004年のABC、生物学的許容漁獲量が3万4,000トンになります。この3万4,000トンというのは海にいる魚の大体15パーセントぐらいを獲る形で、ページをめくっていただいて表がございますが、2004年のABCが3万4,000トン、漁獲割

合が 15 パーセントということになっております。どちらにしてもマサバ資源は未成魚の段階でかなり獲っているということです。ですから、親が非常に少ない。

右の方に移っていただいて資源変動と海洋環境との関係がございしますが、ポイントを申しますと、再生産関係を振らす一つの原因としては、伊豆諸島近くの水温が再生産関係にも効いていることがわかっております。

簡単ですけれども、以上で説明を終わります。

澁川部会長

ありがとうございます。

続いて鶴田部長さんのお話を伺って、もし質問があればということにしたいと思います。お願いします。

鶴田海区水産業研究部長

海区水産業研究部長の鶴田です。座って説明させていただきます。

私の方からは、伊勢・三河湾の資源回復計画の対象種となっているトラフグとシャコとマアナゴについて説明させていただきます。

トラフグについては、2002 年の資源状態は中位で変動がとても大きいという状態になっております。そして、2003 年の許容漁獲量は 128 トンとなっております。

7 ページを開いてください。トラフグについては資料がそれなりにあります。ところが、それ以外のシャコとマアナゴについては、資源回復計画の対象になったということ、それから資源調査を始めたということ、ほとんど資料がないということで、これからお話する方も先ほどのマサバと比較とするとちょっと拍子抜けのような状態になるかもしれませんけれども、それはお許しください。

それでは、トラフグについて御説明いたします。

トラフグの寿命は 6 歳以上となっております。これの成熟開始年齢は雄が 2 歳、雌が 3 歳となっております。伊勢湾のトラフグの分布は紀伊半島の東岸から駿河湾にかけた沿岸域でございまして、ここの分布の中で 1 つの系統群を形づくっていると考えられています。産卵時期は 4 月から 5 月で、それから、半年した 10 月には 0 歳魚で漁獲対象になっているということでございます。

成長ですが、この図の右側の方に年齢と体重、全長の関係が書かれておりますけれども、大体 1 歳で 26 センチメートル、2 歳で 41 センチメートル、3 歳で 48 センチメートルという関係になっております。ほとんど獲られているのは 1 歳魚が中心になっておりまして、成熟する 3 歳魚以前に漁獲されているということでございます。

漁業の特徴をみますと、まず 0 歳魚で小型底びき網等で中心に獲られます。あと延縄、まき網によって漁獲されております。この漁獲量は不定期に発生する卓越年級群によって大きく変動しております。

次のページの一番上の右側の方の漁獲量を見てください。93 年と 2000 年と 2002 年に

漁獲量がふえておりますが、これは 92 年と 99 年と 2001 年に生まれたものが卓越年級群であったということから、それが 1 歳になったときに獲られるということで、こういうふうには漁獲が多くなっているということでございます。

その左側を見てください。産卵親魚量と加入尾数の関係が書かれておりますが、産卵親魚量が多いときの 2002 年に加入尾数が少ないという形で、加入量が大きく変動するというので、一番少ないときが 13 万尾、多いときで 127 万尾の加入量があるということ、10 倍近い変動をしていることがわかります。

漁獲の動向については、先ほど言いましたように不定期に発生する卓越年級群によって大きく影響を受けておりました、また先ほどの図ですけれども、2002 年には 500 トンを超える漁獲がありました。

資源状態ですけれども、この図の右下の方を見ていただきたいんですけれども、資源量の経年変動が書かれております。これは漁期終了時の 4 月の資源量を書いております。これを見ますと 2002 年に 374 トンの資源量がありましたけれども、2003 年は 2002 年の加入量が少なかったということで、4 月の時点で 200 トン近くになっておりました、資源量は中位で今減少しており変動が大きいということで、これはまだどうなるかわからないという状況のものであります。

管理の方策でございますけれども、本系群の漁獲圧が極めて高く、成長乱獲にあります。十分に大きくならないうちに獲っていること、それともう一つは、ここには書いてありませんが、加入乱獲といって親魚の量も少ないだろうと考えられます。管理の目標として、成長乱獲の防止をすることにおいて、そして加入してきた量の最大漁獲量を得るという漁獲係数 ( $F_{max}$ ) を採用して資源管理を行うということでございます。 $F_{max}$  を達成することによって、不定期に発生する卓越年級群を有効に利用することができる。あと年間 30 万尾ほど人工種苗を放流しておりますが、その回収率も高まるだろうと考えております。

そして、最も大きな管理の方法として、漁獲量を規制するよりも漁獲の開始月を遅らせる方がよいということでございます。そうすることによって資源回復計画に少しは役立つだろうと考えております。

トラフグについては以上です。

次にマアナゴですけれども、マアナゴについてはほとんどわかっておりません。マアナゴは伊勢湾で卵を産まないで、今のところ東シナ海等の我が国の南方海域が産卵場になっていて、そこから黒潮に乗って回遊してきたものが伊勢・三河湾に入ることでございます。産卵期についてもまだ不明でございます。

漁業の特徴ですけれども、主として小型底びき網、かご網によって漁獲されております。漁場は湾奥部と湾口部で行われております。

漁獲の動向ですけれども、これまで 814 トンから 1,745 トンと変動しておりました、

概ね 1,000 トンから 1,500 トンと安定しております。2001 年は 800 トン近くまで減少しましたがけれども、2002 年は 1,000 トンを超えたことから、今のところは回復して資源状況は中位横ばいという形になっております。

この管理方策ですけれども、湾内で卵を産んで親を確保して再生産をスムーズにやるというものではありませんから、入ってきたものをできるだけ、加入量当たりの漁獲量を最大にするような漁獲の仕方をする以外にないだろう。そういうことで秋冬期の漁期の小型魚を保護することが必要であると考えられます。

次にシャコですけれども、伊勢湾のシャコについては、ほとんど生物学的特徴についてよくわかっておりません。つい 1 年前から三重、愛知等で本格的に調査しているということでございます。本種は寿命が 3 年、成熟年齢が 1 歳ということで、産卵期は 5 月から 9 月までなんですけれども、2 つのピークがあって、大体 5 月と 8 月にあります。資源が小さくなると 5 月のピークがなくなったり小さくなって、大体 8 月のピークだけになるということで、最近 5 月のピークが余り見られないということで、資源状態は余りよくないと考えられております。

漁獲量の動向ですけれども、この図を見ていただきますと、1970 年以降の漁獲量は 800 トンから 2,000 トンの範囲で変動しておりまして、3 年から 5 年の周期で増減を繰り返しております。1980 年までは増減を繰り返しながら増加傾向にありましたけれども、1991 年から 4 年連続で直線的に減少して、1994 年には 850 トンとなっております。2002 年には 832 トンまで減少して、過去 20 年間で最も低い水準となっているということでございます。

この管理方策についてですけれども、現在、資源課が進めているように小型魚については再放流してやるとか、そういうこと以外今のところはないだろうと考えられています。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

せっかくのお話、ちょっと時間がないものですから急がせて申しわけございませんでした。ただいまのお話に御質問ございませんか。いいですか。

議題 3 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の実施状況について

澁川部会長

それでは、次に行きます。次は伊勢湾・三河湾の資源回復計画の実施状況の報告を事務局からお願いします。

齋藤管理課課長補佐

資料2に基づきまして説明させていただきたいと思います。主に今後の取り組み方向について説明させていただきたいと思います。

1番は、これまでの経緯と現在の実施状況ということでまとめております。これまでの経緯として、この資源回復計画は、一番最初は地域の重要資源であるトラフグに着目して、主に漁獲している延縄漁業について検討が開始されたところでございますが、平成13年くらいに卓越年級群が一時的に発生して好漁が継続したということで、延縄主体の取り組みはなかなか資源回復計画にはなじまないのではないかととなりました。ただ今、水研の方から説明があったようにトラフグについては小型魚の方が重要であるということから、小型魚を主に漁獲している伊勢湾・三河湾の小底の取り組みが検討されるようになりました。

ただ、小底の方も、小底が獲っている重要魚種であるマアナゴ、シャコの方が非常に悪い状況にあり、もともと取り組まなければならないという理由。それから、トラフグの特性で成魚が湾外に出てしまうということで、小型底びきがトラフグを保護しても直接メリットがないということから、トラフグの小型魚とあわせてマアナゴ、シャコの資源回復計画も取り組むこととしております。

まずは小型底びき網の取り組みで開始したところですが、当然トラフグ、マアナゴ、シャコを漁獲している漁業種類については多種類にわたることから、ほかの関連魚種も今後取り組んでいくこととされております。これは資源回復計画にも明記されておりますので、今後これを進めていきたいというところでございます。

2番は今後の方向性を書いてありますが、(1)番の小型底びき網は、資源回復計画がとりまとめられておりますので、そこで決められた休漁などに従って進めていくということでございます。

(2)番の関連漁業ですが、トラフグについては、産卵場を保護するための外海底びき網の取り組み、産卵期に一定期間休漁していただくとか、操業禁止区域を設けていただくとか、そういったことが考えられます。それから、フグ延縄についても何か取り組みを行えないかということを考えております。

そして、関連魚種としてマアナゴについては、マアナゴの幼魚であるノレソレを獲っている船びき網に対して、ノレソレの専獲禁止を呼びかけるといったことをやっていきたいと考えております。

また、アナゴかごについても、小底と同等に小型魚の保護の取り組みの検討を進めていったらどうかということを考えております。

次に2ページでございますが、今言った関連漁業種類の取り組みを、水産庁、あるいは関係県の愛知県、三重県、それぞれの漁連ということで、これまで漁業者協議会なりを開催して説明してきているところでございます。まだ静岡県の方には参っていないん

ですが、こちらの方も今申しました関連漁業の拡大ということで、今後説明なり協議なりに参りたいと考えております。

そして、3ページ目以降ですが、今説明したことを表なり図なりにしてまとめて参考までに載せてあります。3ページ目の表でございますが、平成14年まで小型底びきがいろいろ資源回復計画を立てて取り組んでおります。平成15年後以降、関係する漁業種類についてもさまざまな内容について取り組んでいただきたいということで今説明しているところでございます。また、今後関係漁業者の合意を得ながら取り組めるところから取り組んで漁業種類の拡大を図っていきたいと考えております。

簡単でございますが、事務局からの説明は以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質問ございますか。

ないようなので、次に進みたいと思います。

### 議題3 資源回復計画対象魚種候補について

澁川部会長

それでは議題の3番、資源回復計画対象魚種候補についてというのが次の議題であります。事務局、お願いします。

齋藤管理課課長補佐

資料3でございます。4魚種載せてありますが、ほとんど議題にかかわってくるころでありまして、マサバについては次の議題で検討させていただきたいと思います。そして、キンメダイについてですが、これはさきの部会等でまだ生態等わかっておりませんので、資源の状況について水研が中心となりまして、その生態の解明等を行う横断的な枠組みづくりを行ってデータを整備することとされております。これについては、先月ある程度のとりまとめが行われておりますので、後ほど水研の方から御報告いただきたいと思います。

そして、伊勢湾・三河湾についてですが、これは今説明したとおり、今後、漁業種類の拡大を行っていくところです。

さらにトラフグについてでございますが、これについては隣接海域、瀬戸内海もしくは九州の取り組みにあわせて進めていきたいと考えております。

それでは、石田部長の方から、別紙についていますキンメダイの資源調査の報告書で簡単に御説明をお願いしたいと思います。

石田黒潮研究部長

キンメダイについて御報告させていただきます。資料3の1ページから10ページでござ

ざいます。これは水産庁からいただいた委託費で水研センターから各都道府県さん、主にこの表に書かれました千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県さんの御協力を得てとりまとめたものでございます。

図の方を見ていただきますと、3ページの一番上に今の主な漁場を書いてございます。天皇海山等もございしますが、今のところは日本の近海の1都3県の漁獲量の推移をまとめたのが3ページの真ん中の図2でございします。1983年ぐらいにピークになって大体1万トンぐらいになって、その後ちょっと減ったんですけども、かなり水準は高いということでございます。

それから、天皇海山の方の沖の漁場での漁獲量は図3に示したようになっております。

ページをめくっていただいて6ページ、7ページをごらんください。先ほどの漁獲量そのものなんですけれども、ここでは各県さんから提供していただいたC P U E、これは努力量、いろいろな漁業がございしますが、ある程度一定の努力のときにどれくらい漁獲されるか。これはある意味では資源の指標になります。

図4は千葉県さんの例なんですけれども、いろんな漁場でここに示しましたような推移をしております。極端に悪くなっているようなことは認められないと思っております。

その下の図5が伊豆諸島で、東京都さんからのものです。これもかなり変動はあります。変動はありますが、それから、データも少ないのでちょっと傾向は見れないところもあるんですが、極端にどんどん減っていることはないということです。それから、2002年にC P U E値が少し低いということがございします。これは後でまた説明いたします。

その下の図6、これは神奈川県さんのまとめられたもので、実線の白丸がC P U Eです。これもかなり長い変動はしますが、そんなにどんどん減っていることではないということ。それから、2002年に東京都さんと同じように減っているところが一つポイントです。

それから、7ページに参りまして、図7は神奈川県さんの例で、さらに詳しく年齢まで調査されております。ここで例えば、急に年齢組成が若いものになってしまったとかそういう形はないということが1つと、それから、やはりここでも2002年が少し下がって2001年に比べて低いということ。

それから、図8-1、8-2が静岡県さんですが、ここでもそんなに急激に下がっていないということと、2002年がちょっと低いということです。

それから、一番下の図9が高知県さんです。これは室戸漁協さんですが、ここもそんなにどんどん下がっていることはないということがあります。

先ほど申しました2002年ですが、特に1都3県、高知県さんは違うんですけども、そこで下がっている理由ですが、8ページをごらんください。これはカラーを白黒にして見にくいんですが、結論から申しますと、2002年に1都3県さんのC P U Eが下がっ

たのは、恐らく黒潮の流れの影響でしょうということです。この図はちょっと見にくいんですが、日本地図が全部で6枚あります。左の一番上が1997年の1年間です。そして、その図の中にちょっと筋が見えますが、本州の南の方に九州からずっと筋が書いてあるんですが、これが黒潮の流軸です。黒潮がどこを流れているかを示しています。97年、一番上の右側が98年の1月から12月、真ん中の列に行きまして99年、2000年、2001年、一番下の段の右側が2002年です。

ここで少し見にくいんですけども、140あたりを見てください。140というのは、地図の横軸に140という数字が見えると思います。少し明るくなっていますから、そこで注目していただきたいのは、2002年は黒潮が余り変動せずに伊豆諸島あたりを流れていたということなんです。それに比べてほかの年はかなり変動があって、見にくいんですが線がばらついていきます。このことは、伊豆諸島で漁具を入れたときに黒潮で流されて、かなり流れが強いものですから、C P U Eが下がったのではないかと考えております。漁業者さんもそういう意見をおっしゃっているし、各都県の水試の方もそういう情報をおっしゃっておりますし、漁業者さんもそういう実感を持っておられるようです。そのことが、これは衛星画像を解析したものですけれども、それからも裏づけられたということです。

それから、9ページの方は漁獲されているものの体長組成です。図11が静岡県さん、図12が高知県さん、10ページに参りまして、図13が千葉県さん、図14が東京都さんです。ポイントは、極端に体長組成が変わっていないということと、あともう一つ指摘できるのは、例えば9ページの高知県さんで見いただきますと、図12の右の下の方ですが、2つの山が見えます。小さな魚が加入していることも見られますので、今のところC P U Eの年変化を見たらそう下がっていないということ、それから、体長組成を見ても極端に小型化しているとかそういうことではないということ、また、新たな新入生が入ってきているということで、資源的には悪い状況ではないのではないかと考えております。

2ページに戻っていただきまして、2ページ目の一番下の方ですが、近年の資源評価のまとめとして、漁獲量及びC P U Eから判断して、資源水準は中位で横ばいでしょう。それから、管理方策としては、各都県さんの自主的な資源管理が非常に重要ですので、これを推進していただく。それから、研究の面では、高知県で見られましたように新規加入がどこから来るか、そういうことを今後調査、研究していく必要があると考えております。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

資料3の表の1枚紙に、ただいまの説明の対象魚種の今後の対応方向が整理されてお

ります。それをごらんいただきたいと思います。これをベースに事務局の方で今後検討を進められることになろうかと思います。

今の説明について、質問はありませんか。

それでは、次に行きます。先に報告という話で、実は瀬戸内海のサワラ資源回復計画で隣接海域における取り組みがあったわけです。その後の進捗状況について、瀬戸内海の海区委員会の方から事務局の方に文書で報告がありましたので、その経過を報告してもらいます。お願いします。

齋藤管理課課長補佐

資料5でございますが、これまでサワラの計画については、隣接海域の取り組みを瀬戸内海広域漁業調整委員会と関係の海区漁業調整委員会が連携して行っていくことが本部会で了承されております。さきの部会については、紀伊水道及び宇和海での取り組みにかかる委員会の指示につきましては、瀬戸内海の取り組みに準じた規制措置を行うこととしまして、本部会に対しては、瀬戸内海広域漁業調整委員会からその報告を行うというふうにされております。このことにつきましては、資料5のとおり、和歌山徳島連合海区、及び愛媛海区漁業調整委員会指示が発動されたこと等につきまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長名で、今年の4月15日に、当部会に対して文書の提出があったということをご報告したいと思います。

以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

#### 議題4 マサバ太平洋系群資源回復計画について

澁川部会長

それでは、議題の4番であります。午前中の本委員会からの議論の延長になりますけれども、マサバ太平洋系群資源回復計画についてを議題にしたいと思います。

午前中の議論が紛糾した点を若干顧みますと、水産庁から提示のあった資源回復計画そのものの内容よりも、やや幅広に意見が展開されていきましたので、これからの進め方は、お手元の資料のマサバ太平洋系群資源回復計画(案)の内容に即して、御了解を得たところ、そうでないところ、御意見のあったところを確認しながら進めて行く方向をとらせていただきます。なお、この計画からはずれる話は、後ほど別途意見を伺うということにさせていただかないと議論が拡散してしまってまとまりが悪くなったという午前中の経験を踏まえて、そういう対応にさせていただきますが、よろしいですか。

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、この計画案の1ページでございます。1番が資源の現状と資源回復の必要性、

( 1 ) 資源の特性と資源水準の現状、( 2 ) 番が漁獲量の推移と資源回復の必要性、ここは本城委員から事実認識等について若干御意見がございましたけれども、基本的にはこれはこれでいいという話だったと思います。

2 ページの 2 番の資源の利用と資源管理等の現状、( 1 ) 番が関係漁業等の現状、それから、3 ページの右下の( 2 ) が資源管理等の現状とありますが、その( 2 ) に至るまでの間も、本城委員を中心に現状の認識についての記述がいささか問題だという話がありました。この辺は再度見直して対応すればどうも進む話ではないかということでございます。

3 ページの右下の方の( 2 ) 番が資源管理等の現状、関係漁業の主な資源管理措置、それから、4 ページの 3 番の資源回復の目標、4 番の資源回復のために講じる措置と実施期間の手前まで、この辺も事実認識等のところで問題があると、こういう御指摘だったと思いますけれども、基本的にはここも御理解を賜っていると見ていいのではないかと思います。そこらあたりまでよろしいですか。

では、そうだとということで、問題は 4 ページの 4 番からです。資源回復のために講じる措置と実施期間というところから具体的な話になってくるわけでございます。ここで午前中の委員さんの御意見を踏まえて、水産庁の方の認識を確認していいですか。例えば、どういうふうに意見を踏まえればなるかというところですよ。

佐藤資源管理推進室長

それでは、認識が間違っていたら御指摘いただきたいんですが、本城委員の意見の中で特にあったのは、4 ページの右下から 5 ページの左上にかけての漁獲努力量の削減措置の部分で、サバのたますくいなどが入っているけれども、現状ではほとんど獲られてない。にもかかわらず、一方でこういうものが出てきているのはおかしいのではないかと。ある程度獲られていたらまあわかるけれども、そういうものがあたかも既定路線のごとくこういう形で決まってくるのが適当でないのではないかと。ということだったと思います。

現在、1 都 3 県のたますくいではマサバが獲れない。そういう感覚のところには操業日数の削減を大中まき網の太平洋中・南部以降、つまり親魚を保護する関係者のところに、あたかも資源が絶対来年入ってきて平成 17 年から 3 年間やるんだよというものは、ちょっとこれは書き過ぎではないかということであれば、その措置内容、それも休漁にするかどうかというものもまだ今のところわからないので、とにかく親魚保護というものを、大中まきの太平洋中・南部以降、それから中型まき網、サバのたま、定置も含めて、すべて措置内容と実施年を今後資源の回復状況を見きわめつつ協議という形にさせていただくということではないかなと私は受けとめているんですが、そういう趣旨で受けとめてよろしいですか。

澁川部会長

どうですか、今後の協議というところでまだ具体的な話がなされてないわけですから、

そこはそういうふうにとどめて今後の議論に待ちたいということにしてはいかがかと、  
こういう提案ですが。

外記委員

休漁が 17 年から 3 年間というふうに明記されておりましたから、そこがちょっと引っ  
かかったんです。

澁川部会長

それも引かかりますか。それもしかし今後の議論ですね。

外記委員

マサバが全然いないですから。

佐藤資源管理推進室長

我々の趣旨も、とにかくこれを先取りして固めたいということではなくて、当然資源  
の回復状況も、非常に回復するのか、それとも少しなのか、場合によったら全然卓越が  
入ってこなければ、北部まき網だけが当面はやるという形になりかねないし、それは北  
部の人も、3 年たったら違うよという意見も出るかもしれませんが、それはいずれにし  
ても今の段階で、ここの特に手段と時期を仮と言いながらも明記するの適当でない  
と。ただし将来、親魚保護ということに資源の回復状況を見て、そこに魚があらわれたら  
そのときには参加するという枠組みの中に入るものについては、そこまでは否定しない、  
拒否しないということによろしいですか。

外記委員

私はそう思います。

澁川部会長

ほかに御意見ございますか。どうぞ。

林穂積委員

マサバ資源で南部太平洋の大中まき網、または中型まき網は、今後の対応としてはこ  
こに書いているような方向で行くんですか。たもすくい網とか定置のような、今後おっ  
たときに考えるという理解でいいんですか。

佐藤資源管理推進室長

これは結局、北で保護したものが南の方に産卵魚になって分布が広がる。その分布が  
広がったときに、その魚を獲る関係漁業者に対してお願いしたいというストーリーです  
ので、そのストーリー性の中の一部だけ取り出して、何か先に決めるというのはちょっ  
といかがなものかと思えます。恐らく数量制限なりがきちんとした形でかかったら、こ  
の数量をまとめるためには途中で休まなければいけないとか、そういうのが来たときに  
手段としては恐らくまき網の関係者が選ぶのは休漁措置、北部太平洋がやったようなも  
のではないかと思えます。

例えば、稚魚の保護だけのところに集中して政策をやるべきだとか、その第 2 段階に

なったら水研からも、単純休漁ではなくて極めて限定した稚魚が獲れたときだけに保護するとか、そういうやり方をした方がかえって効果があるのではないかという意見があります。いろいろなアイデアは出てきております。そういうものも含めてやるとすれば、北部のやり方は、午前中提案したんですけれども、太平洋の中・南部、親を今後どう保護していくかということについては、横並びもありますので、そこで一斉に議論した方がいいのではないかと思います。

林穂積委員

一応方向はわかったんですが、それに対応するときに都道府県の方がそれらの支援策をするのに、結局 17 年にすると言ったら、16 年ぐらいにそういう資金の枠を計画していなかった場合には間に合わないという話もあったものですから。

佐藤資源管理推進室長

そういう面からすると卓越年級の発生状況も、ある意味で日々状況を把握して、仮に今回認められたら 11 月から既に予定していますから、それ以降はずっと日々の漁獲状況はウォッチしていきます。卓越が出てきたという感じになったときには、削減率を上げます。そうすると、その辺については当然関係県と早急に調整に入って、要するに厳しい状況ですけれども、物理的に遅くなってしまうことがないようにできるだけ早目にその状況等をお願いしていきたいと思います。

林穂積委員

わかりました。

澁川部会長

よろしいでしょうか。この(1)番の上から3行目あたりですか、太平洋北部水域の大中型まき網漁業を主対象として資源回復に取り組むこととし、さらに、これら未成魚が成長した段階で保護が必要だということで、中・南部の話が今後でてくるという段取りであります。

5 ページは(2)番、(3)番は浮魚でございますので、積極的培養措置や漁場環境の保全措置で、直接かかわる措置ではないということです。

次に5番であります。漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置として、そこに記載がございます。ほかの例でもございますように、委員会指示等により適切な規制を課す。これも御意見はないと思います。このような方法が具体的な方法だということです。

問題はその次の6番で、資源回復のために講じる措置に対する支援策で、(1)番が漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策として2つ挙げておまして、これは財政的支援措置が用意されているという話であります。これもたしか御意見があったようでもありますけれども、少なくともこの回復計画の中で具体的にとり得るのはこの2つであって、より具体的なのが、休漁による統日数を具体的な指標にして削減に取り組むとい

うことであります。この(1)番については御意見等いかがですか、こういう具体的な対応がある、これを用意するということであります。

本城委員

先ほどの御説明で支援が国が3、県3、漁業者3の割合ということですね。ただ、この資源回復計画はどちらかと言えば、国としての政策的なスタンスでやっているわけですね。ですから、今の予算事情で非常に大変なんでしょうけれども、これは国6、県4ぐらいにできないものですか。何とか頑張ってもらえないでしょうか。

佐藤資源管理推進室長

だれも反対する人はいないと思います。私も賛成したいんですけど、どこかの役所が冗談じゃないということになりまして。ただ、当初のときから配分比率をどうするか、負担比率をどうするかという議論がございました。そのときに、とにかく3分の1を漁業者に持たせること自体で拒否反応が出て、だめなんだという意見もあったんですけども、とにかく実際にやってみて、一定のレベルに行ったときに仮に必要な措置まで打てなかった。なぜこの資源が計画どおり回復しなかったか。そのときに負担率の問題、特に漁業者の負担率の問題が明らかに足かせになったということであれば、それは実績をもとに要求していくことはできると思うんです。要求を認められるかどうかですが。

ただ、最初の資源回復計画というのはまだ何であるかよくわからない。特に休漁措置などは過去なかったし、世界的にも実は休漁措置の支援措置というのはほとんど制度として出ていないんです。一部の地域振興対策としてカナダとかドイツで採用されていますけれども、まだ一般的にはありません。そういう中の負担率がどうあるかというのは特になかったんですが、国、都道府県が、過去の都道府県の知事許可の減船がそういう負担率になっていて、それで相互に平等にという形をとりあえずとったわけです。当面とにかくこの負担率で我々としてはいきたい。今変えることはちょっと難しいと思います。

澁川部会長

どうぞ。

高橋委員

神奈川県の高橋ですけども、今お隣の本城委員さんの御意見に私も賛成いたします。というのは、資料4の表面にあります3番のところで、臨時休漁を実施できなかった場合、ほかの日に設定する。それができない場合には自主的に投網時間や回数を減らすというようなことが書かれております。こういうことを促進するため、なおかつ実効性があるようにするためには財政支援をしてあげないと、こういうものがもとに戻りつつある。そういうことであってはならないと思うんです。

午前中にまき網漁業者側の方から、予算の上でも財政支援をお願いした意見がございました。私もこういうものが促進され、なおかつ実効性があるためには一つの物理的根

拠がないとできないと思うんです。そういうことで、これは私たちにも、我々神奈川県のためすくい網にも何らかの影響が出てくるわけですから、できれば早目にそういう施策を講じていただきたいと思います。

佐藤資源管理推進室長

午前中には一部の委員から、こういうものにお金を出すこと自体がおかしいんじゃないとか、ほかの漁業との不公平があるという話の後、午後にはどんどん負担しなさいという意見があるように、要するにいろんな物の見方があると思います。午前中、北部の委員さんから、本当に休漁で効果があるのかどうかという御質問もありました。海の資源の加入が正直言ってよくわからない。漁場形成もわからないという中で、どうやってやればある程度確率高く削減措置ができるか知恵を絞って、我々は確実に船を沖から引き揚げる、これがいろいろ言っても現実性が高いであろうという結論に達したわけです。

いろいろと調べて見当たらなかったんですが、実は世界の中で資源を回復した事例では、数量管理、TAC的なもので回復した例が見当たりません。それはなぜかということ、漁業者もある程度の余裕ある中だったら自分で数量調整ができるわけです。例えば、今週は1週間とめても来月は来るだろう。だからこのぐらい獲り控えようということで計画的にできます。しかし、資源が極限状態にあたり、いつわくかわからなければ、どうしても先に獲りたいというのがありまして、結局数量コントロールがなかなかできなかったんです。そういうことで大体のところは禁止区域なり禁止期間を設けて、船の動かし方自体を資源の状態の加入にかかわりなく、まずやろうじゃないかと。結果としてそこに卓越が入ってきて、最終的には資源が回復できた。ある程度の資源レベルになってそれをどうやってコントロールするかとなりますと、恐らくまき網でもある程度の漁獲量のコントロールは可能かと思えます。

そういう中で実は今回定時休漁と臨時休漁をすることにしたんですが、やはり海の状況とか、市場の都合で次の日休むことが決まっているその休む日の前の日にたまたま獲れて翌日休んだとか、こういう余り意味のない、意味のないというか効果のないようなものがあつたら、これは私も最初から言っていたんですが、これだけはやめてくださいと。本当にだれかが見て、今日まき網船が休んでいますね。そういう船にお金を入れてもいいんですけど、本当に効果があるかどうかは今後徹底的に見られます。

それでもやはりはずれたときには、絶対目標とした削減率については自主管理でその分補ってください。つまり基本的なところは支援しますが、その部分でもうちょっと削減した方がいいなというところは、ぜひ自主的措置でやってくださいということをお願いしているんです。さらに今後も、例えばこの中には書いておりませんが、やはり1日の水揚げの数量などはある程度抑えていくとかそういうものを幾つか併用する。ただし、お金は出ませんと。そういうものとセットでやっていこうというふうに考えている

ところであります。

午前中言われましたように、例えば休漁した翌日に休漁した分ぐらい魚を獲ってしまうんじゃないか、そういう考え方もありますが、我々は多分、幾らかは獲るかもしれないけれども、やはり獲り逃がすものもあるであろう。さらに自主的な投網回数の制御、場合によっては1日当たりの漁獲量の上限とか、そういうものを組み合わせることによって、結果として10パーセント、25パーセント、30パーセントの削減措置を担保したい。むしろそれ以上本当のことはやっていきたいというふうに考えています。

澁川部会長

いいですか、今のお話。

ほかに御意見ございますか。どうぞ、鈴木さん。

鈴木徳穂委員

今2人の委員さんからまき網にとっては非常にありがたい御意見をいただきまして、ありがとうございました。まき網の方でまとめたのは、決して支援の小さなお金でまとまったわけではなくて、やはり最終的には資源を何とかしようということでもまとまったわけですが、それに対して水産庁が支援策を提示してくれたということだと思います。

その中で国が3分の1、県が3分の1、漁業者が3分の1ということでみんな了解しているわけですが、県の問題の3分の1が水産庁で県の方へお願いして、もう拒否されて文書で返ってきているところもあると思うんです。恐らく北部で全部の県が現在だめです。全部の県がだめなのをわかっているから、さっき水産庁の方で、今年に限っては漁業者が3分の2持てというようなお話、水産庁の非常に都合のいいようなお話ですね。これは来年も拒否されます。来年も3分の2、今年に限って持てということになると思います。漁業者に対して説得してくれたのはありがたいんですが、その中の枠組みの話で微々たるお金と言えども、3分の1、3分の1は自分たち以外が出してくれるんだ、3分の1は自分らが出すんだということで決めたら、国は責任を持って3分の1を県で出さなければ国で出すとか、どうこうするというものでなければ、やはり話が違ってくるのではないかと。

決して3分の1を当てにしてやるということではないことは前もって申しますが、やはり騙したような話になるんじゃないかということで、これは信義上の問題と、これからこういうことに取り組んでいくときの水産庁の説明が、あれは当てにならないということになるものですから。みんな持ってくれという話はあるんですけど、3分の1は漁業者が持つことを覚悟したわけですから、3分の2は必ず水産庁で責任を持っていただきたいと思います。

佐藤資源管理推進室長

この件については、私どもも日ごろから県の方と色々なやりとりがありまして、県の方には、とにかく予算を確保してくださいということをお願いしております。その理

由は水産基本法というのができて、その中核の施策として国が置いたのは、まず資源管理がきちんとなければいけない。法律というのは、国が出しても基本的には国民の一つの意思の方向を決めたということです。それに基づいて水産基本計画というのを立てて、その中の 100 万トンふやすうちの半分強はマサバが担うんです。過去の実態を見たときに、あのマサバがわいていた昭和 40 年ごろから 50 年当初の浜の活況は、このマサバで支えられた。

そういう面から見て私は何としてでも、国も苦しい中ですがけれども予算を確保しています。だから、そういう方向はいいんですけど、突然現実論になったら、県はお金を出せないということと言われると、予算が厳しいのはわかりますが、今水産業界で一番やらなければいけない事業は何かというと、このサバの資源回復計画ではないか。苦しいのはわかるけど、何としてでもこの予算を確保してくださいということを引き続き言い続けます。

以上です。

鈴木徳穂委員

それは水産庁と県との話です。漁業者との話ではないわけです。漁業者はもう 3 分の 2 出るということでこれに乗ったわけですから、それは県の方へよく説明して。漁業者の方は県でも国でもいいわけですよ。3 分の 2 だけ出してください。お願いいたします。

澁川部会長

ほかに御意見はございますか。

鈴木徳穂委員

今のは了解ですね。

佐藤資源管理推進室長

そういうふうにならないように努力しますということで、ここで、それ以上のことは申しわけないんですけども、言えないんです。

鈴木徳穂委員

そうすると漁業者の方も、話は違うということが出てくる可能性の人も出てくるかもしれないということも付け加えておきます。

佐藤資源管理推進室長

それは私どもも県にお願いする負担を、仮にスタートはこれですけれども、今後とももし漁業者に求め続けていくことになれば、漁業者の中からこの計画は続行できないという意見が出てくることは考えられることです。しかし我々としては、とにかくそうならないようにやっていきたいということです。

鈴木徳穂委員

先ほども言いましたように、続行できないとか続行できるということではないんですよ。この支援の金額そのものでは割に合わないという意見があるんだけど、このぐらい

の小さい金額で休めというのは割に合わないんだけど、やはりそこまで水産庁も一生懸命やってくれているということで、問題は資源を回復するために休もうということなんです。ただ、その説明の中で3分の2が行政の方が持つということでもありますから、それは漁業者が県に話すことではなくて、国の方が県に話して、それがなければ国は最後は責任を持つと、そのぐらいの気持ちでなければ何ができるんですか。

本城委員

済みません、私が言い出したことで大分厳しいお話が出てきて恐縮しているんですけども、どうしてそんなことを言ったかという、沿岸漁業の方で新しい漁業名が出てきたんです。それは奉納漁業です。僕はこの間聞いて驚いちゃったんです。何だかわからなかったんです。それは小さい組合が経営困難に陥った場合に、関係漁業者が自分の利益ではなくて組合の利益のために漁獲して、その売上金は全部組合に納める。そういう形で危機を乗り切ろう。これが奉納漁業という概念です。沿岸漁業はまき網さんと違って全然規模が小さいんです。こういう経済事情の中でそこまでやって対応しているわけです。

現に私どもの三宅島は噴火でああいう状態ですけども、実はその奉納漁業を一部やったんです。漁業資源というのは、原則的に根本に立ち返れば総有ですね。だから、みんなのものだから、みんなしているんな事情の中で問題を考えて対応していかなくちゃいけないと思うんです。そんなことを考えますと、私がそう言ったのは、我が方の沿岸漁船も小型船が多くて大変だなと思って。それで政策だから、やはりお金を国が相当負担する。戦後の漁業法をやったときに、久宗さんがあれだけ頑張って、数百億の金をとってきたわけです。国が政策としてやるからには、これだけのことをやるんだという気迫があったわけです。今はこういう御時世ですから水産庁としても非常に大変だと思うんです。大変だと思いますけれども、一つその点は御努力をお願いしたい。それから、我々としてもその辺の水産庁の努力は、やはり少し理解してあげる必要があるんじゃないかと思うんです。その辺はひとつよろしく願います。

澁川部会長

最初にお話が本城委員から出て、話がえらい大きくなってまいりましたけれども、こういうふうに考えるんだろうと思いますけれども、午前中の本委員会は、沿岸の漁業者の方がまき網の方の少なくとも獲り控えるという努力について、物足りないとか、まだこんなことがあるとか、意見が拡大したわけでありまして。だけど、今ここで議論しているのは、資源回復の措置に新たな一步を踏み出そうという形でまき網さんの御努力、マサバの約8割を漁獲されているという話と当然関連するわけでありまして、そこからスタートしているわけです。

御案内かと思いますが、財政支援などは、ついこの間まで具体的にはなかったんです。それが財政支援措置がなされたということで、より具体的に一步踏み出して力を得たと

ということであります。鈴木委員さんがおっしゃっている、その前提とされているという話の分は、少なくとも財政支援の対応について、水産庁が最大の御努力をなさってきておるとい話については、先ほど申し上げたように、今までなかった支援措置ができたというそのところの中で、今後もそれは鈴木委員のおっしゃるように、より国が力を入れて支援措置ができるように努力していただくということ以上の話は、ここではしにくい話ですね。それはまさに北部まき網が今まで御議論されているし、よし行こうという決断をなさったところと大いにかかわっている話であります。

午前中からの議論の延長で改めてお話ししますが、やはり一歩踏み出そうという努力を減殺するような話はまことに残念です。恐らくまき網側の方も、せっかくやろうとしているのに水を差すような話は、加えて財政支援も弱めることになるという話について、そういう思いにかられておられるのはよくわかります。けれども、そこは今ここでどうという話ではなくて、水産庁にさらなる努力を重ねてもらおうという話の方向でまとめていく話になるんじゃないですか。いかがですか。

鈴木徳穂委員

細かいと言えば細かい問題ですけど、我々も漁業者をまとめる役目でございますから、いろんな意見を説得しなければならない立場もあるわけです。これからこういう場合には事前に県に確かめて、そして国が3分の1出すんだけど3分の1出してもらえないだろうかとか、そういうことを確認して、それで出してもらえと言ってから、そういうふうにはやらないとこういう事態が起こってくると。国が出すか出さないかわからなくて、そして県が出すか出さないかわからないで、水産庁が勝手に国が3分の1、県が3分の1、漁業者が3分1と決めてずっと説明してきて、あと県が出さなければそれはしょうがないよ、その部分は漁業者が持てと、そういうやり方は、やはり国に対する信頼とか施策に対する信頼という問題が出てくると思うんです。お金が多い少ない、助かる助からないの問題ではなくて、そういうことが出てくるんです。

事前に県の方ではそんな話は何にもなくてということで、県の方だって職員の給料までカットしている段階で、急にこんなものを持ってこられたということになるわけです。今度は水産庁は、努力しますという言葉はいいことですが、努力しますというより、もう拒否されて書面で返ってきているんでしょう。はっきり言って絶対出ませんよ。出ないから漁業者が持つようにと。来年のことは来年考えましょうというから、来年努力するようにしましょう。今年も悪いけど出なかったというんなら、最初から3分の1しか出ないんだけど、あとは国とか何とかは未定なんだけど、こういう取り決めでやってもらえないかというふうに説明なさった方が、信頼関係ということにおいては、危ぶまれる時代が出てくるんじゃないかということをお婆心ながら思っておりまして、水産庁ともあろうものがそういうところをもっときちっと。出す出さないじゃなくて、もう確かなものだけ言ってもらいたいというように今後のことも含めて思うわけでございま

す。

澁川部会長

山下委員、お願いします。

山下委員

マサバのことに限らないと思うんですけども、今のお話を伺っていて、一度水産庁がというのか、私たちがもう一回整理しなければいけないことが恐らくあると思うんです。すぐというわけではないんですが、それはだれの資源かとか、だれが資源回復の責任を持つのかとか、そういったことをもう一回改めて考えてみる。これはマサバだけではなくて、資源回復計画全体にかかわることだと思います。

だれの資源かということと言いますと、今は責任ある漁業という言葉が流行りといいますが、言われるようになっていくんですけども、それで言うと、まず資源が減ってきた責任を一体だれが持つのかということですね。それから、これから資源回復計画をしようということですけども、資源回復計画の実行責任なり執行責任というのはだれが持っているのかということ。それから、それには回復した後の受益者というのがかかわると思います。回復したら、私は中立的であって国民としてしか受益を得ないわけですけども、漁業に携わる方はそれぞれの立場で受益者になれるはずだと思います。

それからもう一つ忘れがちなのは、この資源回復計画を実施してみんなで努力した結果、なかなか資源が回復しなかったとき、そのときの責任もだれが持つのかということです。午前中の会議のときに佐藤室長が、今まで 15 年くらい資源管理をやってきて余り効果がなかったというお話をされましたけれども、これも負担と効果というかその分析をもうちょっと冷静にやるべきだったと。我慢がし足りなかったのかもしれない。それはなぜかということ、みんなで合意ができる水準でしか合意しないからなんです。それは何とか経営がやっていける水準というものなんです。それでやってきたから効果がなかったのかもしれないけれども、ついつい漁業の場では無主物先占ですから、やれ天候がどうの、やれ外国漁船が獲った、隣の県が獲った、みんなそうやって全部人のせいにするようにうまく理由がつくんです。ずっとそうやって逃げてきたんです。

今回、資源回復計画がもうあと 1 年そこらで終わるといえるときに、結局終わったら私の任期は切れて、そしてやってきたことをどう評価するかというところは、きっとやられないでまた次の計画が始まるんですよ。でも、それをずっと続けていたら 15 年やってきた資源管理のときと同じことになります。だから、責任がだれにあるのか、受益がだれに行くのか。受益のある人が責任を持つか、それとも費用を負担すればいいわけですから、それをもう一回考えていただきたいなと思います。そして具体的には、このマサバが本当にうまく回復計画が実行されたらですけども、なぜうまくいったのか、うまくいかなかったら、なぜうまくいかなかったのかを冷静な分析、事後評価をやっていただきたいと思います。

佐藤資源管理推進室長

今の話は先ほど本城委員からも少し出たときにあったんですが、実は私はこの資源回復計画の前の水産政策大綱をつくることから、資源管理部門の作業部会をずっと一貫してやってきたんですけれども、実はそのとき資源の管理責任と負担論を相当議論したんです。御存じかもしれませんが、実は漁業法の中にこういうことがあるんです。資源の維持のために必要があるときは、許可を取り消したり一部を停止したりすることが大臣はできる。ただ、そのときには補償しなければいけない。つまり国の補償義務も書いている部分があるわけです。ところがそこが動いてないのは、現在削除された漁業法の第5章に実は、許可料、免許料というのが戦後あったんです。許可料、免許料で漁業者が豊かなときに特別にほかの、税金はもちろんみんなとられますけれども、一般の人が魚を獲ってはいけないうちに、特別に許可をもらうからということで、そこから一種の税金的にお金を回収してそれで補償していくという仕組みが、当初戦後の漁業法には組み込まれていたんです。

そのときの状況でいろいろあると思うんですが、結果的に第5章の許可料、免許料だけは欠落したんです。委員の方が本当に資源管理をやらなければいけないときには、基本的に国の負担論で漁業法にも今あるんだから、実際に動けるためには許可料、免許料というよりは、今の概念から言うと資源管理料、つまり資源を悪化させないという面から、日ごろから漁業の許可をもらう人なり資源を利用する人には、負担を求めるべきだという議論がございました。

それはかなり前向きな意見として最終報告書にも載ったんですけれども、それを施策としたときに、今のこの一番疲弊している漁業者に、一体何に使うかよくわからないお金を普遍的に1パーセント、2パーセント集める。相当な金額になるんですが、これはなかなか理解が得られないんじゃないかということで、具体的ターゲットを設定して、このお金を使うんですよということを明確にした上で補助金方式で入って行こうと。入って行こうというかその後の展望があるわけではないんですが、そういう形で漁業者負担を求める。ただし、基本的な問題は、今の漁業者が負担するというのは本来無理があるんです。さっき言ったように今が一番苦しいときですから。そのときには本来ならば将来の水揚げから回収する。しかしそこには資源管理料的な公的な負担制度がありませんから、もしそれがあれば将来確実なところで財政の分を引っ張り出してきて、一定の支援措置を講じることはできると思います。

将来のことを言ってもしょうがないんですが、とにかく、そういうものが日本の中の漁業の資源管理のために組み込まなければ、水揚げがよくて経営がいいときに税金に取られては、本当に困ったときにもうどうにもならない。その税金に当たる部分を資源管理料に回すとか、何かそういう話も随分いろんなアイデアが出ました。しかし施策には結びつきませんでした。

しかし、それに近い形で補助金方式をとった。そして3分の1の負担論を持ったんだけれども、今言ったように都道府県が、このマサバについては金額が大きいのかどうか分かりませんが、とにかく財政が厳しいということで持てない。ということで、実は逆に過渡的な今の負担論のいわば矛盾が出てきたのかもしれない。しかし、今山下先生が言われましたように本当に資源回復計画で一定の結果が出る。これならこういう制度は動くのではないか。なおかつ負担論を整理して動くということになれば、資源回復計画の後の抜本的な施策としてもしそういう発展型があれば、それは4～5年前に議論した、2年かかって徹底的に議論した負担論の話がまた再浮上してくるであろうと私は考えるところであります。

本来の負担論はどうあるべきか、本当にどうやったら動くし、どうやったら動かないのかというのは議論していかなければいけないと思いますが、今はとにかく資源回復計画の枠組みの中で何とか動かしていきたいと考えております。

澁川部会長

山下先生から基本的なお話が出たわけでありまして。資源回復計画にかかわる責任は私を含めてこの場における委員さんみんなにかかわる話であろうと思いますが、財政負担の話はこの場で議論して、佐藤室長に来年を約束せよという話ではできるはずもないわけで、私はこのような情勢では大変厳しい話だろうというふうに思います。その前提が崩れたときに北部まき網漁業界の御議論がこの後どういうふうになるかという話になりますと、ちょっと扱いが難しい話になるわけで、まさにマサバ資源回復計画そのものが、当面の具体的な対応というのは、まき網漁業さんの挙動にかかわってこの計画ができていくわけですから、そこをこの場で御否定なさるような話になると、この扱いを私はどうしようかと思うわけです。

鈴木委員のお話で、当初の話は3分の1ずつという話だったんですが、どうも今年度は国は3分の1しか出せないという話のようであります。しからばその先はという話、この計画そのものにはそのような話は具体的に出ないんですね。どういうふうに扱いますか。負担論を前提とするのがこの計画であるとするならば、そういう御提起をまき網さんの方からなされたわけでございます。

鈴木徳穂委員

今日の段階では結論が出ないでしょうから、それは結構です。ただ、漁業者もいっぱいいますから、そういう意見が必ず出てくるということ、話が違うんじゃないかということが出てくるということと、こういう施策をやる場合に先ほど言いましたように、そっちの方はだめだったらだめということじゃなくて、もっと綿密な計画でやっていただきたいと思うわけでございます。

今日はこの場では結論も出ないでしょうし、我々はそういうことになってもできるだけ説得して、間違いなくこれをやるように努力はしてまいります。ただ、この話は出な

いということとはわからないわけです。各漁業者はもう3分の2出ると思って現在いるわけです。それはさっきも言ったように額の大小ではありませんけど、信頼関係とか何かということになると、いざ実施するということになったときには、3分の1国の分だけしか出ませんよということになると、これから先もうまくなんじゃないかなという考えあったから言ったわけでありませぬ。

それから、受益者云々もありますし、確かに我々は受益者になるかもしれませんが。この問題が出たときにいろんな話が出たのは、それを披露すると何時間もかかりますからやめますけど、先ほど言いましたように、この計画をやってその途中で倒産したり廃業したりする人にはどうということになるんだという意見ももちろん出たわけですね。そういうことではなくて、さっき水産庁長官も言いましたように、永続的に国民のために動物性たんぱく質を供給するようなことを広く啓発してやっていっている話であります。

どうして減ったのかと言ったら、私は毎回言っていますけれども、一番先にクジラを獲ってもらいたい。国でクジラを獲れないということはどういうことなんだということは、漁業に対しても米に対してもそうですが、私は食料防衛、国家安全保障に食料が非常にかかわっているということが日本は希薄なんじゃないか。ヨーロッパ、アメリカどこの国でも、安全保障というのは食料が一番なんですよ。有事立法のときに自衛隊の話ばかり出てきましたが、食料の話が出てこないのは私はおかしいと思っているんです。お金お金でだれが受益者なんだと言ったら、戦闘機と軍艦をつくって、だれが受益者なんだ、国民が受益者なのか。しかし有事のためには今現在役に立たなくても、そういう備えをしておかなければいけないわけです。ですから、この漁業というものも全力を挙げて残していかなければならないわけです。

イギリスは、漁業が衰退すれば海軍予算を回すんですよ。陸上の農業が衰退すれば陸軍の予算を回すんですよ。なぜかということ食料は軍艦と同じなんですよ。そうやってドイツにああいうふうな制海権、制空権をとられて以来、90数パーセントの食料自給率を保っているんですよ。ですから水産庁長官も、10パーセントのポイントを上げたいと先ほど言っていましたけれども、半分以上が水産物だって輸入物でしょう。そういうことから言って、漁業者が少しばかりお金の支援するよとか何とかというのではなくて、日本の国の食料の安全保障のためにはどうしても資源を大切にしなければならぬんだ。それには、獲らないように納得してもらうには、これは国の防衛なんだから、だから漁業者にも生き残ってもらうためには休漁に対して支援しなければならぬと、こういう基本的な考えでやってもらいたいんです。

クジラを獲らなくては漁業がだめになりますよということで、水産庁にはやってもらっています。やってもらってありがたいと思っておりますけれども、まだ国に対してどうなんだかわからない。日本の安全保障上クジラを獲らなければだめなんですよ。ただ、哺乳類がどうのという問題ではないんです。よろしくお願ひいたします。

澁川部会長

貴重な御意見、ありがとうございました。

本論に戻らせていただきます。資源回復計画の案、午前中も大変議論が拡散しまして、そこで部会では進め方を今少し具体的にという中で、具体的に案の中身に入ってきたわけでありまして。今の財政措置の話は、鈴木委員さんも十分に御理解の中で、漁業界の中で御意見をまとめる御努力の大変さの開陳であったというふうに思います。それは財政支援の可能な限りの国の負担が大きくなることはだれも望んでやまないわけでありまして。水産庁もこれからも最大限の努力をしていただきたいと思います、これは委員全員からのお願いであるということでありまして。

それでは本文の方に戻って、今の6番の(1)、それから(2)(3)は浮魚資源であるから、ここは該当がないわけでありまして。

7番目に、資源回復措置の実施に伴う進行管理になるわけでありまして。(1)資源回復措置の実施状況の把握は、国、県は情報の入手に努め関係者を指導する。

(2)番は資源の動向調査でありますけれども、これは研究機関、国及び関係県の連携で動向調査をするという話で、これは当然やっていたらなければいけない話であります。

(3)番が資源回復措置の見直しであります。特に浮魚資源の計画、今までの底魚と違って卓越年級群の把握の認定から始まって、大変微妙な判断をしながら計画チェックをしていかなければいけないという話になるわけですから、この見直しの話は相当時間をかけた対応が要るのではないかと、というのは、ほかの業種にもかかわるような話を後年度に用意するわけですから、お願いしたいと思っております。

(4)番が進行管理に対する組織体制です。ちょっと字が小さいですが書いてあることは、上の1、2、3を並べてあるような感じで、担当部局が書いてあります。

それから、8番のその他が国民の理解を得つつ、資源回復計画期間中及び将来における需給関係にも配慮しながら計画を進めていくこととするということでありまして。

鈴木委員からもありましたけれども、冒頭の水産庁長官のごあいさつにありました、マサバの資源回復がなされれば、過年度の経験からするマサバの漁獲水準を想定すると、自給率の問題などは優に目標をクリアできるような水準をかつては経験している。そうなるかどうかという話はこれからの話ですけれども、それほどの大きな課題なんだろうと思っております。そういうことからすると確かに財政支援ももっと国がやらなければいけないのかなと思ったりしますが、そのぐらいのことであるということでありまして。

以上が本文です。ただいままでの意見を入れまして、一部手直しをこの後していただくわけでありまして、そうしますとこの本文については、少なくとも午前中の本委員会ではなされたたくさん議論があつて拡散したわけですが、少なくとも本文のところについては、鈴木委員からの財政支援にかかわる御発言を除いては概ねクリアされて

いるのではないかと見えるんですが、どうですか、委員の皆さん。

この参考の表に入りますが、この参考がわかりにくいんですが、減船、休漁日数、削減続日数というような表現についての御意見はありますか。水産庁の説明ではこれも仮置きみたいな話で、この後吟味しながらまた点検するという話でございましたけれども、だから参考になっているという説明だったわけです。どうですか。

高橋委員

一番最後の表なんですけれども、確かに長い説明でちょっと理解しにくかったというのは私だけじゃなかったと思うんです。説明を一生懸命してくれたのはありがたいわけなんですけれども、できたら、これは何が基準であって、これを基準にした数字で、それから計算式をつけていただければ、ああ、これとこれを掛けたものがこれなのかという、だれでもわかるようなものができると思うんです。計算式をつけることは非常に難しいのかもしれませんが、我々もこれを持って今度は地元で漁業者と話をするときに、君たちの休漁日数はこうなっているんですよと説明できないんです。そういうときに加減乗除で計算式がもしつけられるんなら、計算式でことここを足したもの、ことここを掛けたものがこういう数字になるんだという説明のしやすい資料につくりかえていただければありがたいと思います。

佐藤資源管理推進室長

これはあくまで北部の大中型の人たちだけのことです。先ほど申しましたように、沿岸の皆さん方が何をするかいつからするかはすべて今後協議ということですので、これ自体はそういう趣旨で、地元に戻られて関係者ということの必要性はありません。ただ、これが何を意味しているのかというのは、今言いましたようにパッと見てもよくわからない。ただ、この中である程度確定しているのは資源量と加入量とSSB、それとやろうとしている10パーセントの削減、これだけです。あとはすべて仮定と一定の計算式をつくっていますので、それでこの後の数字は、物の考え方はお示ししたいと思いますが、これこそ毎年これをレビューしていかないといけないものです。それと非常に重要なことは、本当に休漁したことがこの10パーセントに当たっているのかどうか、この辺もレビューしていく必要があるということで、2つ不確定要因がありますので、そういう趣旨からして考え方はそういうのを持って整理して、説明資料をつくり、県を通じて委員の皆さんへ配布したいと思います。

澁川部会長

いいですか、高橋さん。

ということで午前中あれだけ紛糾したやつが話が終わって、私は、部会の方で委員会に差し戻してどうこうという話は、少なくとも南部会ではないのではないかと思います。いかがですか。

{「異議なし」の声あり}

澁川部会長

ありがとうございました。

ところで午前中の議論の中で、この本体以外にいろいろな希望がありましたけれども、改めて午前中に出た御意見と同種のものでもしあるならおっしゃってください。まだ時間がありますから。相当な意見が出ました。ただし、北部関係の方の御意見が多かったように思いますけれども。ございませんか。外記委員どうぞ。

外記委員

支援策の問題で先ほどいろいろ議論が出ておりましたけれども、明日の北部会では、全部国で負担して支援してくれというふうな話が出ます。実はこのことにつきましては、南部会の段階においては6対4という話で本城さんからいろいろ話をされましたけれども、これだけの大きな、いわゆる国民の重要資源としてのマサバ資源を回復しようというふうに国も考え、水産庁も考え、業界も今考えている最中なんで、先ほどまき網の方から、いわゆる水産庁の約束が現実に地方自治体の反対にあってできないという御批判がございましたけれども、やはり私もそういうふうな話でやってきたとすれば、この際国もやはり60パーセントを持ちましょうと。そのかわり期間は3年というふうな、とりあえず一時的に5年間資源管理をやりまして、次にまた5年間が来ると思いますけれども、とりあえず第1次の5年間のうちの3年間という時間を切った中で国で支援すると。3年間の間にいろいろ現実にマサバ資源が資源管理することによって、どういうふうに変ってくるかという実態が出てくると思うんです。そのときにまたもう一回議論するという格好で、少なくとも3年間は、まき網の皆さんが水産庁といろいろ相談してやってきたものの部分が実現できるように、国の方も努力してやったらどうだろうかと考えているわけでございます。その際、この席で佐藤さんにどう皆さんが申し上げてもし佐藤さんはお答えできませんから、これはやはり国の大きな問題として私は政治力を場合によっては使っても、この資源回復計画の中に200億ぐらいの予算がつけられそうですけれども、そういう諸々のものを考えた中で3年間そういうふうにしてやればよろしいのではないかと。

鈴木さんもおっしゃったように、今の自治体は本当にお金が出ない、出させないということがほとんど各都道府県の考え方ではないかと私もその辺は同感なので、次善のやり方としてひとつ御提案を申し上げたいと思いました。

澁川部会長

外記委員、大変力強い御発言でありましたが、これは私から言うのも何ですし、当然水産庁もさっきから答えているわけでありまして。水産庁自身が自ら決断して裁量があるものであるならば、もっと具体的に物申せるんでしょうけれども、財政支援にかかわる話は、水産庁は相手のある話の中で今まで進めてきているわけです。経過はともあれ県が3分の1、業界が3分の1、国が3分の1という話であったとしても、そのプロセス

で行き違いがあったかもしれませんが、国の方が3分の1が例えば今6割とおっしゃいましたが、そのような話ができるものなら、水産庁も必ずやそう言っているはずですが、それはそうならないから苦汁の発言をしているわけであります。別に私が代弁する必要はないんですけども、そこは客観的にそうだと思います。

それを前提での話になりますと、先ほど鈴木委員にも私はお話しましたように、恐らく今日はこれは認めることができないということになりますね。そこが前提でこれを進めるといふ話ならば、あるいは、そういう問題があるけれどもこれは認める、それは当然その方向で頑張る、頑張ってもらうしかない。しかし、国が6割負担しろという話とセットでこれを認めるという話になりますと、残念ながら私はここではまとめきれません。

だから、鈴木委員にも大変失礼なことを申ししたんですけども、プロセスの行き違いがあったらそれはそれで問題だと思いますが、この計画そのものが、国が例えば100パーセント持てとか7割持てという前提でしかこれは認められませんということであるならば、ここで私はそういうことを皆さんにお諮りする何も持っていません。役所の言っていることはよくわかります。だから、外記さんの発言はまき網の苦勞を察知されて、そういうふうに国に努力せよとおっしゃることは私はよくわかるんですが、もし今の御提案がそういう提案であるとするならば、先ほどと同じでこの話はなくなるんですね。

外記委員

私は努力せよということも一つありますけれども、広域の委員会として政治力を使った方向で、皆さんが納得するようなやりやすい支援策が出せるんじゃないかと考えております。ただ、水産庁対大蔵だけでこの問題が全くだめだという形ではいけないんじゃないかと考えております。

澁川部会長

非常に進んだ御発言でございます。ということは、委員会そのものの行動にかかわるお話を御提案されているわけですね。これは別にマサバに限らなくて、結局は資源回復措置に対して漁業調整委員会という組織が、どこまでどういう対応ができるかは別でございますけれども、例えば昨年、クジラの調査の話の決議をいたしました。意思表示はどんなことがあるのか。いろいろあると思いますが、そんなことは別途考えようと思えばあるわけですけども、そういう御提案なんですか、これはこれで認めるけれどもということですか。

外記委員

そうです。

澁川部会長

ほかの方は関連して御意見ございますか。

山下委員が先ほどおっしゃったのは、もっと根源的なところを詰めてというお話でし

たが、それは今回のマサバの話で問題はより鮮明になってきた。広域であるがゆえにより鮮明になってきたということだろうと思います。局地的なところであるならばもっと話はわかりやすくなるんですけども、ボリュームも大きい、広がりもあるという資源を対象にした対応だとすると、その辺の回復計画に対して関係者がどういう責任を分担し合うか、あるいはどこが持つかという話にもかかわることなんでしょうけれども。

ただいまの外記委員さんの話は、この資源回復計画は別にマサバに限らない話なんです。資源回復計画というものに対する国のかわり方を、もっと厚くするべくこの委員会として何ができるかという話ですね。

外記委員

いや、マサバ資源の回復についてです。ほかはほとんど予算がきちっとついているんじゃないですか。マサバ資源の支援策で苦労しておりますから。私はそう思います。

澁川部会長

わかりました。佐藤室長、何かあれば。

佐藤資源管理推進室長

今は大中まき網は大臣漁業ですが、大臣漁業で資源回復計画の中で既に県が3分の1負担して事業が動いている例もあるわけです。だから、漁業に対してどういうふうにお金を支援するかどうかというのは、各都道府県が判断して実は出しているところがあるわけです。今回の場合はいろいろ問題があって金額も多いとかいろいろあると思うんですが、我々としては3分の1負担論でこれまで既に来ているし、もしここでマサバがそうでなく国のみの負担でやるべきだという意見になったら、恐らくほかのところの地域でいろいろなものがあるって沖底にも負担しているものも、何でこのものについて県の負担が必要なのかということになってきますと、結果的に今つけている都道府県の皆さんの負担も出しづらくなる可能性があるということを私は危惧するわけです。

いずれにしても、漁業者の立場から見れば、国でも県でも出してもらえばいいんだという趣旨はわかります。このマサバは国だけだと言っても、先ほど言いましたように地域によって受益関係は異なってくると思います。一律ではありません。日本海などは地先資源ではないから、ただ船籍を置いているだけだとか、物事の地域のかかわり合いみたいなものが全然違う。確かに船だけの水揚げでは大したことはないかもしれませんが、過去の100万トン獲れたときの流通・加工等への影響を見たら、私に言わせれば、どうしてこの県がこの資源を復活させたいという意思がないんだろうか、これこそ膨大な周辺産業を生き返らせることになるのに、というところも正直持っているわけです。

このマサバ資源というのは都道府県の事情によって違うわけです。それを一律に、国だとかということとはちょっとどうかと。今その負担論に差をつけるとかそういうことを言うわけではありません。今は3分の1、3分の1、3分の1できていますので。先ほど鈴木さんから、ほとんど出さないとやっているのに、相変わらず水産庁は3分の1

お願いしますと、努力するだけではだめだと言われるのもよくわかりますけど、私は県は決して一つではない。出せる県と出せない県と出しにくい県と全然状況が違ってきます。私は全部出してもらいたいんですが、出しにくい県と説得ができる県は当然差があると思います。だから、私どもはとにかく関係県に働きかけをしていきたいということです。

澁川部会長

どうですか。ございませんか、財政支援にかかわって。

外記委員

当面 15 年度はまき網の方をお願いするということで走るみたいですが、今の話、16 年度以降の地方自治体の支援につきまして、水産庁として責任を持った説得をして、予定どおりの形にするという考え方で進みますか。

佐藤資源管理推進室長

少なくとも要綱、要領が3分の1ずつになっております。しかし、今年度については、県が仮に出したくても、サバの資源回復計画の負担のためだけに臨時議会を開くというのは、だれが考えてもできないことです。そういうものがある。それでは、全部そろってからやればいじゃないかという、これはとりあえず 10 パーセントから始めますけれども、この年末に仮に卓越年級群が来てまた体制が組めないと、これこそ3回失敗することになりますからこれは絶対できない。それならば何とか国は予算を組むようにしますけど、あとの部分は出なかったら何も進まないということで、業界を何とか今回スタートの段階だけお願いした経緯があります。同じことを繰り返しますけど、あくまで3分の1ずつの負担になっていけば、関係県に対しては平成 16 年 4 月 1 日以降から使えるように当初予算の要求をお願いしますということを私は再度お願いします。

澁川部会長

水産庁が努力するという話でありますので、そこはそれ以上のことを言っても何でございませぬ。

ほかにございませんか。本城さんどうぞ。

本城委員

午前中のときに言い落としたんですが、関係漁業の主な資源管理措置、4 ページの上から2つ目のイ、このところにいきなり操業規制で、操業禁止区域の設定にサバたもすくい網、漁具の制限（公的管理）にサバたもすくい網（網の大きさ等）、これは唐突です。なぜこれだけが出てきているのか。午前中に言い忘れたんですが、これは要らないんですね。ここを書き込むのであれば、まき網や他の漁業の方も同じように書かなければいけないですね。

佐藤資源管理推進室長

ここにこういうふうな書き方をすると確かにおっしゃるとおり、まき網だってあらゆる

る規制、禁止区域とかいろいろな期間とかありますから、それを全部載せなければいけないとなったときに、サバたもすくいだけがなぜ唐突に出ているかと言われると、たもすくいその後も基本的規制があるよという形で書きたかったと思うんですけども。これは決して新たなものをかけるとかそうじゃなくて、それについてはこういう形で管理しておりますよというものを出したかったわけです。ここの部分については、まき網についての公的規制についてもここでそれ相当のものを書いていくか、特にここはこれだけ唐突に出すのも意味がないので、この部分については割愛していくかということで、そのほか漁業法、各種省令その他によって関係漁業については、一定の採捕制限がなされているという感じで書きたいと思います。

本城委員

今おっしゃったことでわかりやすいと思います。

澁川部会長

今本城委員の御発言、ほかにもございますが、最終的に整理いたしますと、マサバ太平洋系群資源回復計画（案）については、内容について事実認識等修正すべきところがかかなりありそうであります。それはそれで修正させていただくこととして、事務局と私の方でもう一遍点検いたしますけれども、そのようにさせていただきたいと思います。あと一つ財政支援については強い要請があったという話、この2つで一応この原案は南部会においては御了承いただいたことによりよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川部会長

ありがとうございます。午前もそうでしたが、午後も進行不手際で皆さんに大変御迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。本当にありがとうございました。

外記委員、どうぞ。

外記委員

2つお尋ねしたいんですが、資料4に休漁の種類がいろいろ書いてありますけれども、定期休漁の中に、操業統日の10パーセント程度の操業の削減をするというふうになっておりますけれども、この操業統日というのは、マサバ対象だけの過去の操業日数の合計日なのか、それともいろんな魚種を対象にした操業日数の10パーセントなのか、その辺を一つお尋ねしたいと思います。もう1点は、支援策の中身が全くわからないんですけども、その支援策の金額の算出の方程式はどんなふうに出していらっしゃるのか。

佐藤資源管理推進室長

これは、幸いTAC報告が始まった以降かなり厳密に報告を日々とっておりまして、まき網がマサバを漁獲したと報告をした日があれば、それが多くても少なくても、とにかくマサバがあったという日は全部これに入れていきます。ただ、マサバが全く報告がな

いときは、これはマサバの統日には計上しておりません。

2点目の支援策の金額は、さきほども御説明したかもしれませんが、過去5年間のマサバを獲っていた日の水揚げ金額、ほかの魚種も含めて全部の実績を見て、それで水揚げ金額が最高と最低の2年はずして、中3年の平均値を出すわけです。そこで出てきた金額がその人の過去の収入というふうに見るわけです。それを1日当たりに換算して、それに64パーセント掛けまして、休漁した日数分を事業費として算出します。64パーセントの考え方は、利益はまず2割とります。次に船がとまっていることによって、残りの8割の部分の2割は燃料や氷代など諸経費が要らないから、それをまた0.8をかけて、64パーセントとなります。船がとまっているときに最低限その船を維持するために必要なコストというのは、その水揚げの64パーセントであるというのが漁業保険の制度にありますので、それを利用しました。ただし、その全額を公的補てんはしません。その3分の1は漁業者負担ということで整理しております。

本城委員

サバの操業日を対象にして考えていらっしゃるんですか。

佐藤資源管理推進室長

サバのTAC報告があった日のそれを全部集積したものです。

本城委員

当面、1カ統当たりのサバの操業した日というのは、年間大体どのくらいあるんですか。

佐藤資源管理推進室長

そのときの資源量によって違いますけれども、平成15年だったら1,560統日ぐらいが今年に想定統日になるであろうと。それを33~34カ統で割ったら、約1,600を33で割るとどのくらいになりますか、平均すると。

本城委員

50日ぐらいですね。

佐藤資源管理推進室長

そうですね。それで今回5日休まなければならないということですから、サバを獲っているのを平均化すると、報告がある日は50日となります。

本城委員

わかりました。

澁川部会長

それでは、本日の議事はこれで終了したいと思います。最後に議事録の署名人のお二方、よろしくお願いを申し上げます。明日は北部会でございますので、よろしくお願い申し上げます。お疲れさまでございました。

閉 会